

## 術後、ステント抜去術の算定について

平成 30 年 3 月  
大阪府泌尿器科審査委員一同

平成 30 年 4 月 1 日以降の診療分について、ステント留置術の算定が無くてもステント抜去術を認めます。但し、レセプト摘要欄に記載例

○年○月○日 右ステント留置術

と記載して下さい。ステント留置の事実が無ければ抜去は認めません。

また、以下の手術等も同様です。

尚、今後これらに関して疑義解釈が発出された場合は、それに従って下さい。

### 経過

経尿道的尿路結石症除去術の最後にステント留置を行い、後日外来でステント抜去術の算定にあたり、保険者から平成 16 年の Q&A Q32 を根拠に算定不可ではないかと、再審査請求が増加し、さらに基金本部からも算定不可との通知を受けたため、平成 28 年 12 月ごろから査定をしておりました。これに対して医療機関の要望もあり平成 30 年 2 月 1 日に当局に出向き、指導医療官に現状を説明し何とか算定できないかを相談しました。

通常、術中や検査後に尿管ステントを留置することがあるケース

K763	腎切石術
K767	腎盂切石術
K769	腎部分切除術
K769-2	腹腔鏡下腎分切除術
K769-3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術
K773-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
K778	腎盂形成手術
K778-2	腹腔鏡下腎盂形成手術
K780	同種死体腎移植術
K780-2	生体腎移植術
K781	経尿道的尿路結石症除去術
K781-2	ピンハンマー式尿路結石除去術（平成 30 年 4 月改定で削除）
K782	尿管切石術
K783	経尿道的尿管狭窄拡張術
K785	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術
K786	尿管膀胱吻合術
K787	尿管尿管吻合術
K810	ボアリー氏手術
D319+D314	腎盂尿管ファイバースコピー+内視鏡下生検法